

第二種特定鳥獣管理計画（案）に係るパブリックコメントの回答（案）

パブリックコメントの概要

1. 意見募集期間

平成29年1月17日（火）から2月15日（水）まで

2. 実施結果

ア 意見提出者数 2名（ファックス2名）
（個人2名）（県内2名）

イ 延べ意見数 4件

第二種特定鳥獣管理計画（案）に対する意見

No.	計画	意見の概要	回答（案）	区分
1	イノシシ、ニホンジカ	イノシシやニホンジカの増加に伴い、ヤマビルが耕作地で増加し苦慮している。防護柵の設置や捕獲の徹底が必要であり、県が主体となって取り組んで欲しい。	P16, 17 「農林地対策」の記載の通り、ヤマビルを運ぶイノシシに対して電気柵やワイヤーメッシュ等の防止柵を設置し、地域ぐるみで設置から管理に至るまで取り組むことが重要と考えます。	③
2	イノシシ	電気柵の設置について目標値を設定すべきである。例えば、農地面積の〇％、総延長〇km等とすることで対策が前進すると期待する。	個別対策の目標値は、毎年度、各市町村が策定する実施計画において、実情に応じて設定することとしています。	③
3	イノシシ	森林環境の改善について目標値を設定すべきである。	個別対策の目標値は、毎年度、各市町村が策定する実施計画において、実情に応じて設定することとしています。	③
4	イノシシ	誘因物の除去について、農業従事者には伝わっていないかもしれないが、その他の地域住民には十分伝わっていないと考えられるため市町を通じて広く伝達されるべきである。 また、所有者不明の土地に投棄された誘因物（生ごみ等）は自治体が積極的に処分すべきであり、そのための方策を盛込む必要がある。	鳥獣害対策として、誘因物の除去等については県、市町村ともに会議等を通じて引き続き広報を行っていきます。 所有者不明の土地に投棄された誘因物（生ごみ）への対応は、個別の状況に応じて対応を検討します。	③

※区分：①意見に従って計画（案）を修するもの、②事業の実施段階で対応するもの、③意見に対する県の方針を示したもの

④計画（案）への反映が困難と考えられるもの、⑤計画（案）に記載のあるもの